

別添

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が
困難な人への支援に関するガイドライン」
に基づく事例集

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」班

研究代表者
山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座
山縣 然太郎

はじめに

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集は、令和 2～3 年度 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」班が、その研究成果をもとに作成しました。

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班が策定した医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」は厚生労働省医政局総務課長通知（医政総発 0603 第 1 号令和元年 6 月 3 日）により周知され、医療機関等でご活用いただいています。

本事例集は、ガイドラインでは対応が難しい困難事例に対して、医療面の課題、法律的・倫理的懸念事項、法律・倫理の観点を踏まえた対応案、対応案について留意すべき事項を整理しました。

本事例集において取り扱っている事例は患者が成年であることを前提としたものとなっています。このため、本事例集の活用にあたっては、小児のような年齢による特異性や LGBTQ に配慮し、個人情報保護法を遵守するなどの必要に応じた対応についてご検討いただきますようお願いいたします。その際に参考となる指針等は本事例集の参考文献をご参照ください。

事例集作成にあたっては、関係者、関係団体各方面からのご意見を賜りましたことをあらためて感謝申し上げます。

本事例集が活用されることにより、身寄りのない場合にも医療機関や医療関係者が患者に必要な医療を提供できるように、また、患者も身寄りがなくても安心して必要な医療を受けられるようになれば幸いです。

2022 年 7 月

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」

研究代表者 山縣 然太郎

目次

1. 身寄りがない人への支援の基本的な考え方	4
(1) 「身寄りがない人」はどのような人か？	4
(2) 本人の意思の尊重の原則	4
(3) 障害者権利条約の考え方と意思決定支援	4
(4) 身寄りがない人の支援の流れ	5
(5) 臨床倫理の観点からの検討	6
(6) 臨床倫理の4分割法	7
(7) 共同意思決定と意思決定支援	9
2. 事例1：患者本人の意思が確認できない状況での対応（身寄りの確認と治療の決定）	10
(1) 1-1. 医療従事者が意識のない患者の所持品（財布の中や携帯電話の連絡先等）を確認するなどして、個人情報を取得及び提供することについて、個人情報保護関連の法的な問題は問われないのか？	10
(2) 1-2. 家族等の有無の情報について確認すべき関係機関はどこか？	11
(3) 1-3. 本人が医療費を支払うことが困難な場合、誰に医療費の請求をすることができるのか？	12
(4) 1-4. 本人の生活背景を誰も知らないため本人の意思の推定が不可能である場合、何を基準に本人にとっての最善の医療を決定すればよいか？	13
(5) 1-5. 本人の意思が確認できず、医療・ケアチームで医療の決定をした場合の記録の留意点は何か？	13
3. 事例2：患者本人の意思決定を尊重した上での対応（本人の意思を尊重した退院）	14
(1) 2-1. 患者本人の意思決定を尊重した上での対応とは？	14
(2) 2-2. 病院は入院継続を勧めたが本人の希望で退院し、退院直後に状態が悪化、死亡した場合には病院の責任が問われるのか？	16
(3) 2-3. 本人の意思だけで医療を進めてよいのなら、仮に患者に家族等がいる場合であっても、その同意は不要か？	16
4. 事例3：患者本人と疎遠な家族との関わり方（家族の役割）	17
(1) 3-1. 疎遠な家族にどこまで働きかける必要があるのか？複数の家族に、どこまでの程度連絡をするべきなのか？家族一人ひとりに意向を確認するのは大変な作業であるが連絡をとらないと法的な問題があるのか？	17
5. 事例4：絶縁状態の家族の意見の尊重（延命治療の決定プロセス）	19
(1) 4-1. 絶縁状態の家族の意向を治療に反映させてもよいのか？	19
6. 事例5：退院後の住まいを確保し生活を支援するための対応	21
(1) 5-1. 本人の住まいを確保し生活を支援するために施設へ入所してもらおう制度はあるか？	21

7. 【Q&A】身寄りがない人の金銭管理の支援、制度の活用	23
(1) Q1. 相続法改正（2019年7月1日施行）により、法定相続人が個人の預金を一定額引き出すことが可能になったがその法解釈や手続きが知りたい。	23
(2) Q2. 金銭に関わることはトラブルになりやすいので、金融機関との対応方法についてのガイドラインが欲しい。	23
(3) Q3. 病院が患者の財産管理をすることに法的な問題がないのか？	24
(4) Q4. 病院が患者の財産管理をする場合の出納帳の作り方を示してほしい。 ...	24
(5) Q5. 医療機関が財産管理をするときの注意点を知りたい。	25
(6) Q6. 予後が悪く生存中に成年後見制度の申立てを行っても審判が間に合わないと予測される患者の保全処分の適応を知りたい。	26
(7) Q7. 内縁関係にある人、友人や会社の雇用主がキーパーソンの場合、金銭管理等どこまで依頼できるのか？	26